

# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	身体障害者手帳の交付に関する事務に係る全項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東京都知事は、身体障害者手帳の交付に関する事務において個人番号を利用するにあたり、特定個人情報の不適正な取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

東京都知事

## 個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

## 公表日

## 項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

# I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者手帳の交付に関する事務
②事務の内容 ※	<p>・身体障害者福祉法、身体障害者福祉法施行令、身体障害者福祉法施行規則、東京都身体障害認定基準、東京都身体障害者手帳に関する規則に基づき、都内に居住地を有する身体障害者の身体障害者手帳の交付、再交付、返還、居住地変更、氏名変更等の事務を行っている。</p> <p>・特定個人情報ファイルは、上記規定に従い、次の事務に使用する。            ①台帳管理(転入、氏名変更、住所変更)            ②身体障害者手帳の交付、再交付(更新、再交付)事務            ③身体障害者手帳の返還</p>
③対象人数	[      30万人以上      ] <選択肢> 1) 1,000人未満      2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満      4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

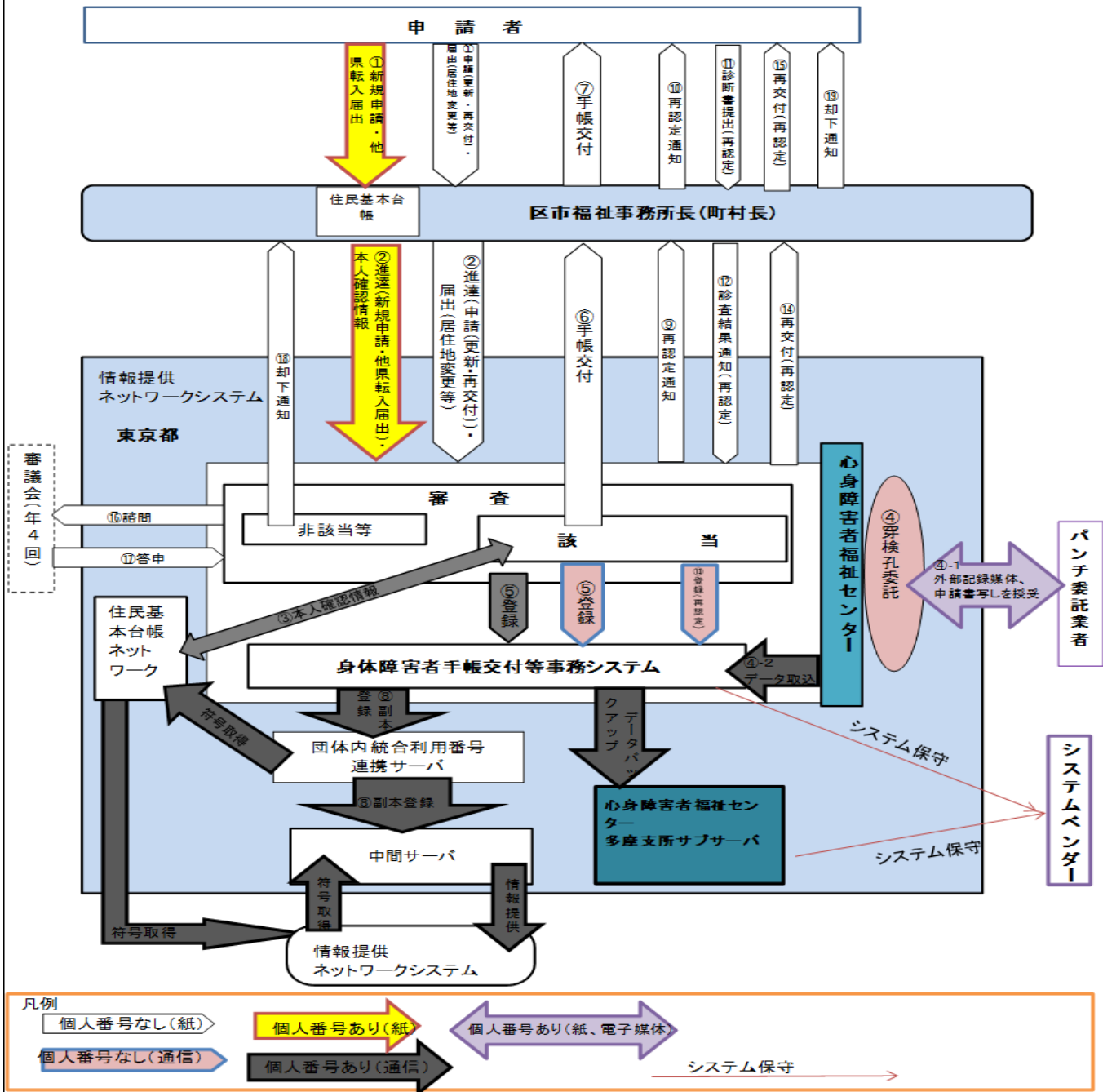
## 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1	
①システムの名称	身体障害者手帳交付等事務システム(以下「手帳システム」という。)
②システムの機能	1台帳管理機能 :台帳には氏名、生年月日、性別、住所のほか、障害内容、過去の手帳発行履歴などについて記録され、身体障害者手帳の交付、再交付、転入、住所変更、氏名変更、返還の各申請・届出について台帳に記録する。 2手帳発行機能 :交付、再交付(更新、再交付)の手帳の発行を行う。 3再認定事務処理機能 :再認定対象者及び処理状況について管理し、各種通知書の作成を行う。 4統計機能 :統計のデータについてシステムより出力する。
③他のシステムとの接続	[    ] 情報提供ネットワークシステム      [    ] 庁内連携システム [    ] 住民基本台帳ネットワークシステム      [    ] 既存住民基本台帳システム [    ] 宛名システム等      [    ] 税務システム [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 団体内統合利用番号連携サーバ )
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム(東京都サーバ)
②システムの機能	・本人確認情報の更新・管理・全国サーバに対する更新通知 ・本人確認の情報抽出・出力 ・全国サーバへの情報照会
③他のシステムとの接続	[    ] 情報提供ネットワークシステム      [    ] 庁内連携システム [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム      [    ] 既存住民基本台帳システム [    ] 宛名システム等      [    ] 税務システム [    ] その他 ( )

システム3									
①システムの名称	団体内統合利用連携番号サーバ(以下「連携サーバ」という。)								
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間サーバへの符号取得要求の仲介</li> <li>・団体内統合利用番号の取得、管理</li> <li>・符号、団体内統合利用番号、個別業務システム利用番号の紐付管理</li> <li>・副本登録における、個別業務システムから中間サーバへの登録要求の仲介</li> <li>・情報照会における、個別業務システムからの照会要求の受付及び中間サーバと個別業務システムとの情報授受の仲介</li> </ul>								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[ ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[ ] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[ ] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ ] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[ ] 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: none;">[ <input type="radio"/> ] その他 ( 中間サーバ )</td> </tr> </table>	[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 庁内連携システム	[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム	[ ] 宛名システム等	[ ] 税務システム	[ <input type="radio"/> ] その他 ( 中間サーバ )	
[ ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 庁内連携システム								
[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム								
[ ] 宛名システム等	[ ] 税務システム								
[ <input type="radio"/> ] その他 ( 中間サーバ )									
システム4									
①システムの名称	中間サーバ								
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・符号及び団体内統合利用番号の取得、管理</li> <li>・符号、団体内統合利用番号、個別業務システム利用番号の紐付管理</li> <li>・副本管理</li> <li>・情報照会の受付及び管理</li> <li>・情報提供管理</li> </ul>								
③他のシステムとの接続	<table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%; border: none;">[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム</td> <td style="width: 50%; border: none;">[ ] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td style="border: none;">[ ] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td style="border: none;">[ ] 宛名システム等</td> <td style="border: none;">[ ] 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="border: none;">[ <input type="radio"/> ] その他 ( 連携サーバ )</td> </tr> </table>	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 庁内連携システム	[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム	[ ] 宛名システム等	[ ] 税務システム	[ <input type="radio"/> ] その他 ( 連携サーバ )	
[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム	[ ] 庁内連携システム								
[ ] 住民基本台帳ネットワークシステム	[ ] 既存住民基本台帳システム								
[ ] 宛名システム等	[ ] 税務システム								
[ <input type="radio"/> ] その他 ( 連携サーバ )									

<b>3. 特定個人情報ファイル名</b>	
身体障害者手帳交付台帳	
<b>4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由</b>	
①事務実施上の必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳の台帳管理(整理統合等)をするため。</li> <li>・身体障害者手帳の交付に関する情報の提供が必要となるため。</li> </ul>
②実現が期待されるメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正確な台帳管理に資する。</li> <li>・身体障害者手帳所持者が対象となる各種手続きの利便化及び簡略化が期待される。</li> </ul>
<b>5. 個人番号の利用 ※</b>	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項 別表第一 第11項</li> <li>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第11条</li> </ul>
<b>6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※</b>	
①実施の有無	<p>[ 実施する ]</p> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号別表第二 第10項、第16項、第16項の2、第20項、第27項、第28項、第31項、第54項、第55項、第56項の2、第57項、第79項、第106項、第108項、第116項</li> <li>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第9条第1号ロ、第12条第1号ハ、第12条第2号ホ、第12条第4号ト、第12条第6号ホ、第12条第8号ト、第12条の2、第14条第1号イ、第14条第2号イ、第20条第2号イ、第21条第1号イ、第21条第2号イ、第22条第1号イ、第28条第1号イ、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ、第31条第2号ハ、第31条第4号イ、第31条第5号ハ、第31条第6号イ、第42条第1号、第43条の4第1号イ、第53条第1号ロ、第53条第2号ロ、第53条第3号イ、第55条第1号ト、第55条第5号イ、第55条第6号二、第55条第11号ハ、第59条の2第1号ト</li> </ul>
<b>7. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	東京都福祉保健局心身障害者福祉センター障害認定課
②所属長の役職名	障害認定課長
<b>8. 他の評価実施機関</b>	
都内区市町村長	

(別添1) 事務の内容



(備考)

- 各区市福祉事務所長(町村長)は、申請者からの申請(新規、更新、再交付)・届出(居住地変更、氏名変更、返還)を受け付ける。  
個人番号を記入するのは新規申請・他県転入届出のみであり、その他の申請及び届出には記入しない。  
個人番号を記入する新規申請・他県転入届出については、各区市福祉事務所(町村)にて、住民基本台帳で本人確認を行う。(当該区市町村に住民票がある場合のみ)
- 福祉事務所長等から心身障害者福祉センター(以下「センター」という。)へ申請書等を進捗する。
- センターで審査をした結果、手帳が交付となるもののうち、各区市福祉事務所(町村)において本人確認ができないもの(当該区市町村に住民票がない場合)について、住民基本台帳ネットワークにアクセスし、本人確認情報を確認する。
- 4-1 申請者の情報をシステム取り込みデータとして作成をするため、申請書写し、外部記録媒体を穿孔孔委託業者との間で授受する。  
4-2 作成されたデータを身体障害者手帳交付等事務システムに取り込み申請者の情報を反映させる。
- 身体障害者手帳等交付事務システムに審査結果を登録する。
- 身体障害者手帳を、センターから福祉事務所長に送付する。
- 福祉事務所長等から申請者に、手帳を交付する。
- 身体障害者手帳の照会に対する副本を中間サーバに登録する。
- 再認定対象者について、センターから福祉事務所長等に再認定のための診査通知書を送付する。
- 福祉事務所長等から再認定対象者に、センターからの通知書を送付する。
- 再認定対象者は、診断書を福祉事務所長等に提出する。
- 区市町村等において診査し、診査結果をセンターに通知する。
- センターにおいて、身体障害者手帳等交付システムに再認定診査結果を登録する。
- 再認定の結果、手帳再交付となった者の手帳を送付する。
- 福祉事務所長等から、手帳再交付となった者に手帳を交付する。
- センターから必要な案件(非該当等)について、社会福祉審議会に諮問する。
- 社会福祉審議会からセンターに答申される。
- 却下通知書を、センターから福祉事務所長に送付する。
- 福祉事務所長等から申請者に、却下通知を交付する。

## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
身体障害者手帳交付台帳	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[ システム用ファイル ] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	東京都に居住地を有する身体障害者及び申請者本人が15歳未満の場合はその保護者
その必要性	身体障害者手帳交付台帳の管理を行うため。また、保護者情報については、身体障害者福祉法第15条第1項に保護者が申請する旨の規定があるため。
④記録される項目	[ 10項目以上50項目未満 ] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> <li>・連絡先等情報 [ <input type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等) [ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</li> </ul>
その妥当性	【個人番号】 他の機関等から情報照会があった場合に利用するため、記録する必要がある。 【その他識別番号(手帳番号)、4情報、障害者福祉関係情報】 身体障害者手帳に記載される事項であるため。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月
⑥事務担当部署	福祉保健局心身障害者福祉センター障害認定課

### 3. 特定個人情報の入手・使用

<p>①入手元 ※</p>	<p>[ <input type="radio"/> ] 本人又は本人の代理人</p> <p>[ <input type="radio"/> ] 評価実施機関内の他部署 ( 総務局(住民基本台帳ネットワーク) )</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 行政機関・独立行政法人等 ( )</p> <p>[ <input type="radio"/> ] 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 各市町村福祉事務所(町村長) )</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 民間事業者 ( )</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
<p>②入手方法</p>	<p>[ <input type="radio"/> ] 紙 [ <input type="radio"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム</p> <p>[ <input type="radio"/> ] その他 ( 住民基本台帳ネットワークシステム )</p>
<p>③入手の時期・頻度</p>	<p>・身体障害者手帳の新規交付申請及び他県転入届出の都度入手する。</p> <p>・都においては、各区市福祉事務所長(町村長)が個人番号の確認ができず進達した場合等必要に応じて、入手する。</p> <p>・各区市福祉事務所長(町村長)においては、本人又は本人の代理人が申請した場合に、その都度入手する。</p>
<p>④入手に係る妥当性</p>	<p>[申請・届出] 身体障害者手帳の申請・記載事項の変更の届出は、身体障害者手帳交付等申請(届出)書(以下「申請書」という。)の提出によること、身体障害者福祉法第15条第1項、同施行令第9条第2項、東京都身体障害者手帳に関する規則第2条に定められている。</p> <p>[本人確認情報] ・番号法第19条第7号別表第二の第10項、第16項、第16項の2、第20項、第27項、第28項、第31項、第54項、第55項、第56項の2、第57項、第79項、第106項、第108項、第116項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の第9条第1号ロ、第12条第1号ハ、第12条第2号ホ、第12条第4号ト、第12条第6号ホ、第12条第8号ト、第12条の2、第14条第1号イ、第14条第2号イ、第20条第2号イ、第21条第1号イ、第21条第2号イ、第22条第1号イ、第28条第1号イ、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ、第31条第2号ハ、第31条第4号イ、第31条第5号ハ、第31条第6号イ、第42条第1号、第43条の4第1号イ、第53条第1号ロ、第53条第2号ロ、第53条第3号イ、第55条第1号ト、第55条第5号イ、第55条第6号ニ、第55条第11号ハ、第59条の2第1号トに規定される情報提供に対応するため、身体障害者福祉法第15条第1項、同施行令第9条第2項、東京都身体障害者手帳に関する規則第2条で規定する申請書の提出により、本人確認情報を取得する。</p> <p>・番号法第19条第7号別表第二の第10項、第16項、第16項の2、第20項、第27項、第28項、第31項、第54項、第55項、第56項の2、第57項、第79項、第106項、第108項、第116項、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の第9条第1号ロ、第12条第1号ハ、第12条第2号ホ、第12条第4号ト、第12条第6号ホ、第12条第8号ト、第12条の2、第14条第1号イ、第14条第2号イ、第20条第2号イ、第21条第1号イ、第21条第2号イ、第22条第1号イ、第28条第1号イ、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ、第31条第2号ハ、第31条第4号イ、第31条第5号ハ、第31条第6号イ、第42条第1号、第43条の4第1号イ、第53条第1号ロ、第53条第2号ロ、第53条第3号イ、第55条第1号ト、第55条第5号イ、第55条第6号ニ、第55条第11号ハ、第59条の2第1号トに規定される情報提供に対応するため、住民基本台帳ネットワークシステムより、本人確認情報を取得する。</p>



⑤本人への明示		<p>[申請・届出]</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人が自らの意思により申請書を記入、提出している。</li> <li>・申請書は身体障害者福祉法第15条第1項、同施行令第9条第2項、東京都身体障害者手帳に関する規則第2条に基づき入手している。</li> </ul> <p>[本人確認情報]</p> <p>住民基本台帳法により利用可能な事務として規定されているため、本人への明示済み。</p>
⑥使用目的 ※		東京都に居住地を有する身体障害者手帳保有者の交付台帳の状況を記録、更新、管理するため。
	変更の妥当性	—
⑦使用の主体	使用部署 ※	福祉保健局心身障害者福祉センター障害認定課
	使用者数	<p>[ 10人以上50人未満 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 10人未満                      2) 10人以上50人未満</p> <p>3) 50人以上100人未満        4) 100人以上500人未満</p> <p>5) 500人以上1,000人未満    6) 1,000人以上</p>
⑧使用方法 ※		<p>1台帳管理</p> <p>:台帳には氏名、生年月日、性別、住所のほか、障害内容、過去の手帳発行履歴などについて記録され、身体障害者手帳の交付、再交付、転入、住所変更、氏名変更、返還の各申請・届出について台帳に記録する。</p> <p>2手帳発行</p> <p>:交付、再交付(更新、再交付)の手帳の発行を行う。</p> <p>3再認定事務処理</p> <p>:再認定対象者及び処理状況について管理し、各種通知書の作成を行う。</p> <p>4統計</p>
	情報の突合 ※	他の情報との突合は行わない。
	情報の統計分析 ※	特定個人情報を用いた統計分析を行わない。
	権利利益に影響を与え得る決定 ※	障害内容、程度等級の認定を行う。
⑨使用開始日		平成28年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[ 委託する ] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない ( 2 ) 件	
委託事項1	身体障害者手帳交付等事務システムの保守委託	
①委託内容	身体障害者手帳交付等事務システムの保守業務(システム運用に関するヘルプデスク、障害発生時の対応支援、定期点検、軽微なシステム改修)	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの全体 ] <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部	
対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
対象となる本人の範囲 ※	東京都に居住地を有する身体障害者手帳保有者(他県転出者が東京都に居住していた際の情報を含む)	
その妥当性	身体障害者手帳交付等事務システムの安定的な稼働のため、システム障害等に対応する場合に限り、特定個人情報ファイルの取扱いが必要となる。	
③委託先における取扱者数	[ 10人以上50人未満 ] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ○ ] その他 (委託先への特定個人情報ファイルの提供はない。)	
⑤委託先名の確認方法	ホームページ「東京都入札情報サービス」にて公表している。	
⑥委託先名	株式会社 佐賀電算センター	
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託しない ] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	
委託事項2～5		

<b>委託事項2</b>		身体障害者手帳申請者の穿検孔委託
①委託内容		身体障害者手帳の新規申請並びに転入、転出、氏名変更、居住地変更、返還の各届出をする者の基本情報(氏名カナ、氏名漢字、住所、電話番号、生年月日、性別、個人番号及び本人が15歳以下の場合は保護者氏名、続柄、住所、個人番号)の入力
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	[ 特定個人情報ファイルの一部 ]	<選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	[ 1万人以上10万人未満 ]
	対象となる本人の範囲 ※	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	その妥当性	身体障害者手帳に係る各申請・各届出を行った者
③委託先における取扱者数		[ 10人以上50人未満 ]
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法		<選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤委託先名の確認方法		[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ○ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑥委託先名の確認方法		ホームページ「東京都入札情報サービス」にて公表している。
⑥委託先名		株式会社 日本統計センター
再委託	⑦再委託の有無 ※	[ 再委託しない ]
	⑧再委託の許諾方法	<選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑨再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 提供を行っている ( 16 ) 件 [ <input type="radio"/> ] 移転を行っている ( 3 ) 件 [ ] 行っていない
提供先1	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二第16項
②提供先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・被措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の身体障害者手帳の交付に関する情報 ・保護児童又は当該保護児童と同一の世帯に属する者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付に関する情報 ・措置児童又は当該措置児童の扶養義務者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
提供先2～5	
提供先2	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二第27項
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	納税義務者又は当該納税義務者の配偶者若しくは扶養親族に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	[ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度

<b>提供先3</b>	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二第28項
②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	納税義務者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
<b>提供先4</b>	公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二第31項
②提供先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	公営住宅の入居者又はその同居者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度

<b>提供先5</b>	住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二第54項
②提供先における用途	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	改良住宅の入居者又はその同居者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
<b>提供先6～10</b>	
<b>提供先6</b>	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二第55項
②提供先における用途	障害者の雇用の促進等に関する法律による職業紹介等、障害者職業センターの設置及び運営、納付金関係業務若しくは納付金関係業務に相当する業務の実施、在宅就業障害者特例調整金若しくは報奨金等の支給又は登録に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	求職者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <small>&lt;選択肢&gt;</small> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度

<b>提供先7</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二第56項の2
②提供先における用途	災害対策基本法による被災者台帳の作成に関する事務
③提供する情報	被災者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
<b>提供先8</b>	都道府県知事等
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二第57項
②提供先における用途	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・手当支給児童に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報 ・手当改定児童に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報 ・一部支給停止の適用除外に関する届出を行う者又は当該届出に係る児童に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報 ・現況届出児童に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報 ・障害の状態の届出に係る児童に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度

<b>提供先9</b>	厚生労働大臣
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二第79項
②提供先における用途	雇用保険法による雇用安定事業又は能力開発事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	助成金の支給に係る労働者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度
<b>提供先10</b>	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二第85項の2
②提供先における用途	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	入居の申込みをした者又はその者と同居をしようとする者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度
<b>提供先11～15</b>	



<b>提供先11</b>	独立行政法人日本学生支援機構
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二第106項
②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学資金申請者又は当該学資金貸与申請者と生計を共にする者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報</li> <li>・猶予申請者又は当該猶予申請者と同居及び生計を共にする者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報</li> <li>・学資貸与金の貸与を受けたもの若しくは学資支給金を返還すべき者若しくは学資支給金を納入すべき者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報</li> </ul>
④提供する情報の対象となる本人の数	<p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	<p>[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度
<b>提供先12</b>	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二第108項
②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自立支援給付の支給の申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報</li> <li>・地域相談支援給付決定の変更に係る障害者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報</li> <li>・支給認定の申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報</li> <li>・申請内容の変更の届出を行う障害者又は当該届出に係る障害児に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報</li> </ul>
④提供する情報の対象となる本人の数	<p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;  1) 1万人未満  2) 1万人以上10万人未満  3) 10万人以上100万人未満  4) 100万人以上1,000万人未満  5) 1,000万人以上</p>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	<p>[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線</p> <p>[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ] その他 ( )</p>
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度

<b>提供先13</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二第116項
②提供先における用途	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域こども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	子どものための教育・保育給付に係る支給決定に係る小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
<b>提供先14</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二第10項
②提供先における用途	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	・障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費決定に係る障害児に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付に関する情報 ・障害福祉サービスが提供される障害児又は当該障害児と同一の世帯に属する者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度

<b>提供先15</b>	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二第20項
②提供先における用途	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置に関する事務
③提供する情報	・障害福祉サービスが提供される身体障害者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付に関する情報 ・障害者支援施設等への入所等の措置に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度
<b>提供先16～20</b>	
<b>提供先16</b>	都道府県知事又は市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二第16項の2
②提供先における用途	予防接種法による予防接種の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの
③提供する情報	予防接種の対象者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付に関する情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥提供方法	[ <input type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて特定個人情報の提供依頼があった都度





<b>移転先1</b>	東京都福祉保健局少子社会対策部
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二第16項、 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用並びに特定の個人情報の利用及び提供に関する条例(以下「利用条例」という。)第4条第2項
②移転先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務
③移転する情報	・被措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の身体障害者手帳の交付に関する情報 ・保護児童又は当該保護児童と同一の世帯に属する者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付に関する情報 ・措置児童又は当該措置児童の扶養義務者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	庁内連携システムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度
<b>移転先2～5</b>	
<b>移転先2</b>	東京都主税局課税部、資産税部、徴収部
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二第28項、利用条例第4条第2項
②移転先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務
③移転する情報	納税義務者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	[ 10万人以上100万人未満 ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥移転方法	[ <input type="radio"/> ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑦時期・頻度	庁内連携システムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度

移転先3	東京都福祉保健局少子社会対策部
①法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二第57項、利用条例第4条第2項
②移転先における用途	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
③移転する情報	手当支給児童に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報
④移転する情報の対象となる本人の数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <p style="text-align: right;">1) 1万人未満</p> <p style="text-align: right;">2) 1万人以上10万人未満</p> <p style="text-align: right;">3) 10万人以上100万人未満</p> <p style="text-align: right;">4) 100万人以上1,000万人未満</p> <p style="text-align: right;">5) 1,000万人以上</p>
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲」と同上
⑥移転方法	<input checked="" type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ( )
⑦時期・頻度	庁内連携システムを通じて特定個人情報の提供依頼のあった都度

## 6. 特定個人情報の保管・消去

<p>①保管場所 ※</p>	<p>【個人番号を付した申請書及び外部記録媒体】 執務室内及び専用の管理棚において施錠保管している。</p> <p>【手帳システム】 メインサーバは執務室内において、バックアップサーバは異なる場所のサーバ室において、ラックにて施錠保管している。メインサーバでは、ラックの施錠は管理簿に記入し、情報システム管理者の許可を得ることが必要になっている。バックアップサーバでは、原則として情報システム管理者及び情報システム担当者のみサーバ室への入室が可能となっており、入室の際は入退室管理簿に記入をし、内部承認を得ることが必要となっている。</p> <p>【中間サーバ・プラットフォーム】①中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。②特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p>【連携サーバ】 ① 連携サーバは、サーバ等を設置するための専用施設内に他のシステムとは分離した区画を設け、当該サーバ専用のラックに施錠して収容する。当該施設では、入退室者管理、区画ごとの施錠管理、監視カメラによる録画、有人監視等を実施する。 ② 当該施設の煙感知装置、ガス系消火設備、耐震対応等により、火災や地震に起因する滅失等のリスクを低減する。</p>				
<p>②保管期間</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="340 677 482 823"> <p>期間</p> </td> <td data-bbox="482 677 1525 823"> <p>[ 20年以上 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 1年未満                      2) 1年                      3) 2年 4) 3年                              5) 4年                      6) 5年 7) 6年以上10年未満          8) 10年以上20年未満      9) 20年以上 10) 定められていない</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="340 823 482 952"> <p>その妥当性</p> </td> <td data-bbox="482 823 1525 952"> <p>・身体障害者手帳の効力は、身体障害者手帳所持者が生存している間は有効であるため、身体障害程度等級及び交付決定の根拠となる書類の保存が必要となる。 ・行政処分庁として、昭和25年の制度発足以来永年保存としている。 ・台帳データについても同様の扱いとしている。</p> </td> </tr> </table>	<p>期間</p>	<p>[ 20年以上 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 1年未満                      2) 1年                      3) 2年 4) 3年                              5) 4年                      6) 5年 7) 6年以上10年未満          8) 10年以上20年未満      9) 20年以上 10) 定められていない</p>	<p>その妥当性</p>	<p>・身体障害者手帳の効力は、身体障害者手帳所持者が生存している間は有効であるため、身体障害程度等級及び交付決定の根拠となる書類の保存が必要となる。 ・行政処分庁として、昭和25年の制度発足以来永年保存としている。 ・台帳データについても同様の扱いとしている。</p>
<p>期間</p>	<p>[ 20年以上 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt; 1) 1年未満                      2) 1年                      3) 2年 4) 3年                              5) 4年                      6) 5年 7) 6年以上10年未満          8) 10年以上20年未満      9) 20年以上 10) 定められていない</p>				
<p>その妥当性</p>	<p>・身体障害者手帳の効力は、身体障害者手帳所持者が生存している間は有効であるため、身体障害程度等級及び交付決定の根拠となる書類の保存が必要となる。 ・行政処分庁として、昭和25年の制度発足以来永年保存としている。 ・台帳データについても同様の扱いとしている。</p>				
<p>③消去方法</p>	<p>【中間サーバ・プラットフォーム】 ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出せないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p> <p>【連携サーバ】 連携サーバで使用する機器のうち、特定個人情報等のデータが記録されるものの廃棄等に当たっては、磁氣的消去又は物理的破壊等により、当該データを復元不可能な状態とする。</p> <p>【手帳システム】 ・保存用以外の穿孔孔委託用の申請書は、身体障害者手帳発行後、担当職員がシュレッダーにて裁断している。 ・穿孔孔委託の納入物である外部記録媒体内のデータは、担当職員がデータ取り込み完了後、速やかにデータの消去をしている。</p>				
<p>7. 備考</p> <p>—</p>					



(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

身体障害者手帳交付台帳

1. 手帳発行者
2. 手帳番号
3. 氏名カナ
4. 氏名漢字
5. 性別
6. 住所
7. 自治体名
8. 保護者氏名
9. 保護者住所
10. 続柄
11. 生年月日
12. 障害内容
13. 種別
14. 級
15. 再認定日
16. 再発行事由
17. 転出先都道府県
18. 転入日
19. 転出日
20. 返還事由
21. 返還日
22. 氏名履歴
23. 住所履歴
24. 手帳発行履歴
25. 特記事項
26. 個人番号
27. 団体内統合利用番号
28. 宛名連携状況

### Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
身体障害者手帳交付台帳	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の入手手段は本人からの申請書に限定される。</li> <li>・対象者以外の情報を記載することが出来ない書面様式としている。</li> <li>・申請の受付窓口である各区市福祉事務所長(町村長)において、番号法の規定に基づき、本人確認を実施。</li> </ul>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の入手手段は本人からの申請書に限定される。</li> <li>・必要でない情報等を記載することが出来ない書面様式としている。</li> <li>・申請の受付窓口である各区市福祉事務所長(町村長)において情報の精査を行っている。</li> </ul>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の入手手段は本人からの申請書に限定される。</li> <li>・身体障害者福祉法施行令に基づき、各区市福祉事務所長(町村長)を経由して入手している。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請の受付窓口である各区市福祉事務所長(町村長)において、番号法第16条、番号法政令第12条第1項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、本人確認を実施。都は、本人確認の措置を実務手引書に追加して区市町村に周知する。</li> <li>・個人番号が進達されない場合は、都において、職権により住民基本台帳ネットワークにより取得する。</li> </ul>
個人番号の真正性確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請の受付窓口である各区市福祉事務所長(町村長)において、番号法第16条、番号法政令第12条第1項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、真正性の確認を実施。都は、真正性確認の措置を実務手引書に追加して区市町村に周知する。</li> <li>・個人番号が進達されない場合は、都において、職権により住民基本台帳ネットワークにより取得する。</li> </ul>
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請の受付窓口である各区市福祉事務所長(町村長)において記載内容の確認を行う。</li> <li>・都におけるシステム入力内容については、ダブルチェックを行っている。</li> </ul>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク4： 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都と区市の文書ルール(交換便)により入手している。①区市：都庁舎に持ち込む。②センター：センター職員が庁有車で都庁舎からセンターに持ち帰る。</li> <li>・文書ルール(交換便)によらない場合は、特定記録郵便等の追跡サービスのある郵送を利用する。</li> <li>・各区市福祉事務所(町村長)から入手した申請書、診断書は専用の棚で施錠保管を行っている。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	【連携サーバ】 連携サーバは、各事務所管部署で本人確認及び真正性確認を行った個人番号に基づき、個人番号、団体内統合利用番号及び個別業務システム利用番号を紐付けて管理する。これらの情報は、ユーザIDにより利用者・個別業務システム(事務)等の単位でアクセス可能な範囲が限定され、正当な権限のない利用者・個別業務システム(事務)等からは利用できないようアクセス制御を行っている。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	他のシステムからアクセス出来ないよう制御している。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・情報システム管理者が指定した特定の端末でのみの使用である。 ・システムを使用する職員を特定し、個人ごとにユーザIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによるユーザ認証を行っている。また、パスワードは定められた期間で変更を行わないとシステムを使用できないようになっている。さらに、ログイン情報は操作ログとして保管されており、どのタイミングで誰がログインしたのかが把握できるようになっている。
アクセス権限の発効・失効の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・情報システム管理者がシステム利用者一覧表を作成し、一元的にID権限の管理を行っている。 ・利用者の異動に際し、管理者の権限でID、パスワード発行、失効の管理を行っている。
アクセス権限の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・ID及び権限を利用者ごとに設定した一覧表について、情報システム管理者による承認手続きを経ることにより管理の適正性についてチェックを行っている。 ・職員の担当業務に合わせて、システムの使用権限を制限しており、システムを使用することができる端末が限定されている。 ・人事異動の都度、権限一覧表の見直しを行う。
特定個人情報の使用の記録	[ 記録を残している ] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	手帳の交付にあたっては、内部承認手続きを経ている。 システムについては、以下を行っている。 ・システムの操作履歴(アクセスログ)を記録し、誰が、いつ、どのような内容の操作を行ったかについて確認できるようにしている。 ・記録された操作履歴について、一定期間保存する。 ・情報システム管理者が必要に応じて操作履歴(アクセスログ)を点検する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	・システムの操作履歴(アクセスログ)を記録し、誰が、いつ、どのような内容の操作を行ったかについて確認できるようにしている。 ・システムを利用する職員へは、着任時の業務説明の際に、システムの適正利用について教育している。 ・情報セキュリティ・個人情報保護の研修で教育している。 ・システムを使用する各端末では庁内ネットワークを経由して、自動的にUSB出力ポートが無効となるように制御設定されている。 ・サーバについては、情報システム担当者に付与されたサーバ管理者IDでのみアクセスが可能となっている。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システムのID、パスワードを所持している者以外はシステムにはアクセスできない。</li> <li>・情報システム担当者が使用する管理者のID、パスワード以外では、サーバにアクセスできない。</li> <li>・システムを使用する各端末では社内ネットワークを経由して、自動的にUSB出力ポートが無効となるように制御設定されている。</li> <li>・台帳情報のファイル出力は、情報システム管理者が許可した情報システム担当者のIDのみの利用としている。</li> <li>・情報システム担当者は、業務上の必要から台帳情報のファイル出力を行うときは、使用目的、出力範囲等を明記した書面により情報システム管理者の許可を得ることとシステムセキュリティ管理要綱にて規定している。なお、ファイル出力時には、パスワードを設定する。なお、使用可能な外部記録媒体は限定されている。</li> <li>・システムの操作履歴(アクセスログ)を記録し、誰が、いつ、どのような内容の操作を行ったかについて確認できるようにしている。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <b>&lt;選択肢&gt;</b> 1) 特に入力している      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたリシステム画面を表示することを防止する。</li> <li>・台帳情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要最小限の範囲にとどめ、使用終了後は即時廃棄するよう業務説明の際に教育している。</li> </ul>	
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> <input type="checkbox"/> 委託しない	
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク	
情報保護管理体制の確認	契約時に委託先と取り交わす契約で、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・責任者、作業体制(従事者全員の職氏名)、連絡体制及び作業場所を書面にして提出</li> <li>・業務従事者への遵守事項の周知及び実施報告の提出</li> </ul> 等を委託先に求めている。 また、委託先がプライバシーマーク等を保持していることを確認している。 加えて、委託元が委託先に対して必要と認める場合には実地調査を行い、適切な管理体制をとっていることを確認するとしている。
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	<input type="checkbox"/> 制限している <input type="checkbox"/> <b>&lt;選択肢&gt;</b> 1) 制限している      2) 制限していない
具体的な制限方法	<b>【委託事項1】</b> ・委託先への特定個人情報の提供はない。 ・サーバの定期点検等の作業時にID及びパスワードの入力が必要な際は、センター内で情報システム担当者がID、パスワードの入力を行うことで、委託業者の特定個人情報ファイルの閲覧を制限している。 <b>【委託事項2】</b> ・仕様書に基づく作業体制(従事者全員の職氏名)の提出により、取扱者を明確化している。
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	<input type="checkbox"/> 記録を残している <input type="checkbox"/> <b>&lt;選択肢&gt;</b> 1) 記録を残している      2) 記録を残していない
具体的な方法	<b>【委託事項1】</b> ・委託先への特定個人情報の提供はない。 ・システムの操作履歴(アクセスログ)を記録し、一定期間保存する。 <b>【委託事項2】</b> ・貸与時には送付票、納入時には受領票を添付することで、貸与物の件数を管理している。また、授受票による記録を行っている。
特定個人情報の提供ルール	<input type="checkbox"/> 定めている <input type="checkbox"/> <b>&lt;選択肢&gt;</b> 1) 定めている      2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	<b>【委託事項1】【委託事項2】</b> 業務上、委託先から他社への提供はない。また、委託先と取り交わしている「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」において、目的外使用の禁止、第三者への提供の禁止、複写及び複製の禁止、情報の保管及び管理に対する義務違反時の損害賠償の請求等について規定している。
委託元と委託先間の提供に関するルール内容及びルール遵守の確認方法	<b>【委託事項1】</b> ・委託先への特定個人情報の提供はない。 <b>【委託事項2】</b> 特定個人情報を含む貸与品及び納入品については、データについて暗号化するとともに、施錠した配送箱により配送し、授受票の作成及び作業区分ごとの件数を確認することで紛失等のないよう管理している。

特定個人情報の消去ルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及び ルール遵守の確認方法	【委託事項2】 委託業者と取り交わす契約で、委託履行完了時に記録媒体上に含まれる当該委託業務に係る情報を全て消去することが規定されており、消去した情報項目、数量、消去方法及び消去日等を明示した書面の報告を求めている。	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	【委託事項1】【委託事項2】 以下の事項の遵守を委託契約書において義務付けている。 ・業務の推進体制(業務従事者名簿を含む)に係る報告 ・業務従事者への遵守事項の周知を図ること及び実施報告 ・秘密の保持 ・目的外使用の禁止 ・複写及び複製の禁止 ・作業場所以外への持出禁止 ・情報の保管及び管理に係る遵守事項(入退室管理、個人情報等の取扱い) ・再委託の取扱い ・実地調査及び指示等について ・情報の保管及び管理等に対する義務違反について	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[ 再委託していない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	-	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[ ] 提供・移転しない
リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している      2) 記録を残していない
具体的な方法	<p>【連携サーバ】 全ての照会及び回答について、特定個人情報の照会者、移転者、日時等をシステム上でアクセスログとして記録し、7年間保存する。</p> <p>【手帳システム】 アクセスログを一定期間保管し、誰がいつどの情報を操作したか記録する。</p>	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている      2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	<p>【連携サーバ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・照会側と提供（回答）側の間で行われる特定個人情報の授受に当たっては、その中継のみを行い、システム内に特定個人情報（副本相当）は保有しない。</li> <li>・事務所管部署で決定された申請書を、連携サーバ管理者が承認した上で、システムへの利用者登録、変更を行う。</li> <li>・ログイン時に利用者の認証を実施する。</li> <li>・照会者、事務、移転者、特定個人情報の項目等のチェック項目に基づき、システムでチェックを行い、法令上正当であると認められ、かつ移転者が明示的に回答を承認した場合に限り、連携を行う。照会に対しては、照会条件として指定された対象者に関する情報だけを回答する。なお、チェック項目は、番号法等の改正に応じて、更新する。</li> <li>・インターネットや庁内の他のネットワークから分離された専用のネットワーク上で、暗号化を行う。</li> <li>・全ての照会及び回答について、特定個人情報の照会者、移転者、日時等をシステム上でアクセスログとして記録し、7年間保存する。</li> <li>・不正アクセス等を検出できるようにログを監査する。</li> </ul> <p>【手帳システム】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①アクセスログを一定期間保管し、誰がいつどの情報を操作したか記録する。</li> <li>②副本登録は、内部承認のうえで手帳システムの台帳情報に異動があった都度行う。</li> </ol>	
その他の措置の内容	-	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>【連携サーバ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・照会者、事務、移転者、特定個人情報の項目等のチェック項目に基づき、システムでチェックを行い、正当であると認められ、かつ移転者が明示的に回答を承認した場合に限り、連携を行う。照会に対しては、照会条件として指定された対象者に関する情報だけを回答する。なお、チェック項目は、番号法等の改正に応じて、更新する。</li> <li>・インターネットや庁内の他のネットワークから分離された専用のネットワーク上で、暗号化を行う。</li> <li>・全ての照会及び回答について、特定個人情報の照会者、移転者、日時等をシステム上でアクセスログとして記録し、7年間保存する。</li> </ul> <p>【手帳システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・手帳情報は連携サーバを経由してのみ中間サーバに副本登録する。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク		
リスクに対する措置の内容	<p>【連携サーバ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・照会者、事務、移転者、特定個人情報の項目等のチェック項目に基づき、システムでチェックを行い、正当であると認められ、かつ移転者が明示的に回答を承認した場合に限り、連携を行う。照会に対しては、照会条件として指定された対象者に関する情報だけを回答する。なお、チェック項目は、番号法等の改正に応じて、更新する。</li> <li>・インターネットや庁内の他のネットワークから分離された専用のネットワーク上で、暗号化を行う。</li> <li>・情報照会に対する回答は、当該照会を行った事務に対してのみ返却するよう制御されている。</li> <li>・各事務所管部署が個々の照会データを一意に識別できるよう付与した識別子を、連携サーバからの回答データに付記して返却することで、どの照会に対する回答かを各事務所管部署で正確に突合できるようにしている。</li> </ul> <p>【手帳システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・副本登録は、内部承認のうえで手帳システムの台帳情報に異動があった都度行う。</li> </ul>	
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ○ ] 接続しない(入手)	[ ] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク3: 入手した特定個人情報 that 不正確であるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【中間サーバ・ソフトウェア】</p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p> <p>【連携サーバ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ログイン時に利用者の認証を実施する。</li> <li>・各事務所管部署からの申請に基づき、利用者とその所掌事務の紐付けが連携サーバ上であらかじめ定義され、その範囲においてのみ情報提供が可能となるようアクセス制御されている。</li> <li>・システムの利用者、日時等をシステム上でログとして記録し、7年間保存する。</li> <li>・個別業務システム(事務)と中間サーバとの間における特定個人情報の授受に当たっては、その中継のみを行い、システム内に特定個人情報(副本相当)は保有しない。</li> <li>・インターネットや庁内の他のネットワークから分離された専用のネットワーク上で、暗号化を行う。</li> <li>・中間サーバとの間は、行政情報ネットワーク上で他とは分離された通信を用いるとともに、暗号化を行う。</li> <li>・サーバ認証により真正性が担保された中間サーバに接続する。</li> </ul> <p>【手帳システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ログイン時に利用者の認証を行う。</li> <li>・IDにより、アクセス可能な業務範囲を限定し、正当な権限のない利用者からは個人番号を利用できないようアクセス制御している。</li> <li>・アクセスログを一定期間保管し、必要に応じてアクセスログを点検する。</li> <li>・手帳情報は、連携サーバを経由してのみ中間サーバに副本登録する。</li> <li>・副本登録するファイルは暗号化する。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【中間サーバ・ソフトウェア】</p> <p>①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。②中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。</p> <p>【中間サーバ・プラットフォーム】</p> <p>①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。③中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p> <p>【連携サーバ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ログイン時に利用者の認証を実施する。</li> <li>・各事務所管部署からの申請に基づき、利用者とその所掌事務の紐付けが連携サーバ上であらかじめ定義され、その範囲においてのみ情報提供が可能となるようアクセス制御されている。</li> <li>・システムの利用者、日時等をシステム上でログとして記録し、7年間保存する。</li> <li>・個別業務システム(事務)と中間サーバとの間における特定個人情報の授受に当たっては、その中継のみを行い、システム内に特定個人情報(副本相当)は保有しない。</li> <li>・インターネットや庁内の他のネットワークから分離された専用のネットワーク上で、暗号化を行う。</li> <li>・中間サーバとの間は、行政情報ネットワーク上で他とは分離された通信を用いるとともに、暗号化を行う。</li> <li>・サーバ認証により真正性が担保された中間サーバに接続する。</li> </ul> <p>【手帳システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ログイン時に利用者の認証を行う。</li> <li>・IDにより、アクセス可能な業務範囲を限定し、正当な権限のない利用者からは個人番号を利用できないようアクセス制御している。</li> <li>・アクセスログを一定期間保管し、必要に応じてアクセスログを点検する。</li> <li>・手帳情報は、連携サーバを経由してのみ中間サーバに副本登録する。</li> <li>・副本登録するファイルは暗号化する。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>



リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク

<p>リスクに対する措置の内容</p>	<p>【中間サーバ・ソフトウェア】                  ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p> <p>【連携サーバ】                  ・各事務所管部署で本人確認及び真正性確認を行った個人番号に基づき、団体内統合利用番号及び個別業務システム利用番号が紐付けられていることを前提として、当該人に対する情報提供が可能となるよう制御されている。                  ・個別業務システム(事務)と中間サーバとの間における特定個人情報の授受に当たっては、その中継のみを行い、システム内に特定個人情報(副本相当)は保有しない。                  ・インターネットや庁内の他のネットワークから分離された専用のネットワーク上で、暗号化を行う。                  ・中間サーバとの間は、行政情報ネットワーク上で他とは分離された通信を用いるとともに、暗号化を行う。                  ・サーバ認証により真正性が担保された中間サーバに接続する。</p> <p>【手帳システム】                  ・副本登録は、内部承認のうえで手帳システムの台帳情報に異動があった都度登録する。</p>
---------------------	---

<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;                  1) 特に力を入れている      2) 十分である                  3) 課題が残されている</p>
--------------------	--

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<p>【中間サーバ・ソフトウェア】                  ①中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p>【中間サーバ・プラットフォーム】                  ①中間サーバと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。②中間サーバと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。③中間サーバ・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバ・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバ・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>
---

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>【中間サーバ・プラットフォーム】</p> <p>①中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p> <p>【連携サーバ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サーバ等を設置するための専用施設内に他のシステムとは分離した区画を設け、当該サーバ専用のラックに施錠して収容する。当該施設では、入退室者管理、区画ごとの施錠管理、監視カメラによる録画、有人監視等を実施する。</li> <li>・当該施設の煙感知装置、ガス系消火設備、耐震対応等により、火災や地震に起因する滅失等のリスクを低減する。</li> <li>・機器のうち、特定個人情報等のデータが記録されるものの廃棄等に当たっては、磁氣的消去又は物理的破壊等により、当該データを復元不可能な状態とする。</li> </ul> <p>【手帳システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・台帳情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要最小限の範囲にとどめ、使用終了後は即時廃棄するよう業務説明の際に教育している。</li> <li>・サーバ設置場所、端末設置場所を施錠管理している。(バックアップサーバも含む)</li> <li>・各区市福祉事務所長(町村長)から入手した申請書、診断書は専用の棚で施錠保管を行っている。</li> <li>・一定期間を経過した申請書及び診断書は東京都文書管理規則に則り公文書館において保管している。</li> <li>・データのバックアップは、世代管理している。</li> </ul>
⑥技術的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な対策の内容	<p>【中間サーバ・プラットフォーム】</p> <p>①中間サーバ・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。②中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p> <p>【連携サーバ】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・インターネットや庁内の他のネットワークから分離された専用のネットワーク上で稼働する。</li> <li>・サーバが接続されたセグメントとそれ以外のセグメントの境界にファイアウォールを導入するとともに、ログを取得する。</li> <li>・ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルを更新する。</li> <li>・基本ソフトウェア(OS)及びミドルウェアは、必要に応じてセキュリティパッチを適用する。</li> <li>・データベースにデータを暗号化して保存する。</li> <li>・データベースに対する操作権限を細分化し、連携サーバ管理者であっても真に必要な場合を除いてはデータにアクセスできないよう制御する。</li> <li>・データベースに対するアクセスログを取得する。</li> <li>・データベースのバックアップを取得する。</li> <li>・あらかじめ登録された機器だけがネットワークに接続できるよう制御する。</li> <li>・サーバ及びその管理に用いる機器は、書き出し可能な外部記録媒体を内蔵せず、かつUSB機器等に対する制御を行い、外部記録媒体の利用を制限する。</li> </ul> <p>【手帳システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・システムの操作履歴(アクセスログ)を記録する。</li> <li>・ウイルス対策ソフトの定期的パターン更新を行うことにより、ウイルス感染を防止している。</li> <li>・システムを使用する各端末では庁内ネットワークを経由して、自動的にUSB出力ポートが無効となるように制御設定されている。</li> <li>・インターネットや庁内の他のネットワークから分離された専用のネットワーク上で稼働する。</li> <li>・サーバが接続されたセグメントと他のセグメント間の通信は制限されている。</li> </ul>

⑦バックアップ	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生あり ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	<p>① 平成27年10月29日、起案文書のうち194件の公開件名に個人情報が含まれており、情報公開システムにおける公文書の目録として公開されてしまった。</p> <p>② 平成27年12月1日、総務局総合防災部職員が、防災関係職員が携帯することとなっていた小冊子「災害テレホンメモ」を入れていた鞆を帰宅途中において紛失した。「災害テレホンメモ」には、東京都幹部職員及び防災関係職員に係る電話番号氏名等が記載されていたが、鞆は2日後に発見され、回収した。回収時に鞆の中身は全てあり、個人情報の流出は確認されていない。</p> <p>③ 平成28年4月21日、事務担当者が「海の森友の会通信」をメールで送信する際、全員のメールアドレス443件をbcc欄ではなく、誤って宛先欄に入力し、送信してしまった。</p> <p>④ 平成28年9月16日、都が委託している私立高等学校等就学支援金の審査に係る事務において、再委託先が、審査に係る生徒保護者への書類を、誤った住所に送付した。送付書類は、書類に不備がある生徒保護者に対し、不足書類の提出期限等を連絡するものであり、生徒の氏名及び就学支援金認定番号が含まれていた。</p> <p>⑤ 平成29年1月17日、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づき、排出量取引に利用する指定管理口座の名義人情報を環境局ホームページで公表している。個人情報については希望する場合に公表するものとしているが、公表を希望しない個人の名義人情報(8指定口座396名分)がホームページで閲覧可能な状況になっており、個人情報が流出した。</p> <p>⑥ 平成29年3月10日、都税のクレジットカード納付を行うために受託事業者が運営している「都税クレジットカードお支払サイト」について、ソフトウェアの脆弱性に起因する第三者による不正アクセスが確認され、サーバ上に保持していたクレジットカード番号及び有効期限(36万4,181件)メールアドレス(36万2,049件)の情報を不正に取得されていたことが判明した。</p> <p>⑦ 平成29年9月1日、一般財団法人東京マラソン財団から海外メディア記者126名に対し、東京マラソンの申込者数についてプレスリリースのメール配信を実施した際、記者126名のメールアドレスを誤ってbccではなくccに入力し、メールアドレスが表示された状態で一斉送信してしまった。</p> <p>⑧ 平成29年11月29日、建設局職員が出張先において、所属職員324名分の個人情報を記載した緊急連絡網等が入った鞆を置いたまま移動し、紛失した。</p> <p>⑨ 平成30年4月24日、上野動物園で行った動物の観覧抽選に関し、指定管理者の委託先事業者が当選ハガキ状を発送したところ、内209件について、「代表者氏名」「同行者氏名」の全部または一部に他の当選者(代行者・同行者)の氏名が記載されていた。</p>	

	再発防止策の内容	<p>① 文書の起案時には、職員が公開件名に個人情報等が含まれていないかを確認した上で案件登録を行う。また、ファイル責任者が行う公開処理については、公開件名に個人情報等が含まれていないかを起案者(ファイル責任者)及び決定関与者が十分に確認する。今回の事故を踏まえた注意喚起を図るとともに職員に周知した。</p> <p>② 職員に対し、個人情報の重要性及び適正な取扱いの徹底について注意喚起を行うとともに、「災害テレホンメモ」について、携帯者を限定、冊子形式から更新可能な形態へと変更、記載内容の精査を行うこととした。</p> <p>③ 事故発生の翌日(4月22日)緊急に港湾局情報セキュリティ委員会を開催し、各委員に対し事故の概要報告及び情報セキュリティ対策の更なる徹底について、部署内職員に対し周知徹底するよう指示した。また、当局監理団体及び報告団体に対して、総務課長より電話で、事故の概要報告及び情報セキュリティ対策の更なる徹底について指示した。今後も、情報セキュリティ委員会などあらゆる機会をとらえて、都民の方等へメールによる連絡等を行う場合は、複数の担当者により送信先について確認するよう、定期的な注意喚起を徹底する。</p> <p>④ 個人情報等の適正管理について事例等を通じて知識を習得し、適正な職務の執行を図るため、職員及び委託先職員を対象に個人情報保護研修を行った。生活文化局情報セキュリティ委員会において、各部署の庶務担当課長に対し、今回の事故について報告し、再発防止に努めるよう注意喚起を行う。また、業務全般について個人情報の管理方法を総点検し、事務改善を行う。</p> <p>⑤ システム改修により、出力した口座一覧を所属内で回付・確認する体制を構築する。環境局内で本件について周知し、職員に対し改めて個人情報の適切な取扱いについて徹底するよう注意喚起をした。環境局所管のホームページにおいて公表している情報について、公表理由や公表の適否等を確認する点検を実施した。情報セキュリティ委員会事故対策部会を開催し、事故の原因の確認及び再発防止策について検討を行った。</p> <p>⑥ ソフトウェアの脆弱性について修正を行うとともに、サイト全体の安全性を総点検し、システム変更やサーバ監視体制の強化を実施した。カード情報やメールアドレスは、サーバ内に保持しない等の措置を講じた。サイトの運用面においては、運用基準を見直し、危機管理体制を強化した。今後も安全なサイト運営のために、セキュリティ対策の強化を継続して実施する。</p> <p>⑦ 財団事務局長による職員への事案周知、情報管理に関する注意喚起を行うとともに、複数人への同時メール送信におけるccの使用原則禁止とした。また、情報管理に関する財団全職員悉皆の研修を緊急に実施した。</p> <p>⑧ 「建設局個人情報漏えい事故等対策本部」を設置し、本件周知と再発防止についての検討を行った上で、同日、局内に対し通知を発出し、建設局個人情報安全管理基準の趣旨を踏まえ、事故防止に向けて万全を期すよう局内に周知した。</p> <p>⑨ 「建設局個人情報漏えい事故等対策本部」を設置し、本件周知と再発防止についての検討を行ったうえで、同日、局内に通知を発出し、建設局個人情報安全管理基準の趣旨を踏まえ、事故防止に向けて万全を期すよう局内に周知した。また、他の監理団体及び指定管理者に対しても、同様の事故が起きないように指導した。</p>
⑩死者の個人番号		<input type="checkbox"/> 保管している <input type="checkbox"/> <small>&lt;選択肢&gt;</small> <input type="checkbox"/> 1) 保管している <input type="checkbox"/> 2) 保管していない
	具体的な保管方法	生存者のデータと同様に保管している。
その他の措置の内容		-
リスクへの対策は十分か		<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <small>&lt;選択肢&gt;</small> <input type="checkbox"/> 1) 特に力を入れている <input type="checkbox"/> 2) 十分である <input type="checkbox"/> 3) 課題が残されている

リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク	
リスクに対する措置の内容	申請者に対し、身体障害者手帳に変更があった際には届け出をを手帳の注意事項欄に記載し、交付の際にも説明をしている。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク	
消去手順	[ 定めている ] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一定期間を経過した申請書、診断書は東京都文書管理規則に則り公文書館で長期保存しており、消去しない。手帳システムのデータについても申請書、診断書と同様の扱いとしている。</li> <li>・保存用以外の穿検孔委託用の申請書は、身体障害者手帳発行後、シュレッダーで裁断後、溶解にて消去している。</li> <li>・穿検孔委託の納入物である外部記録媒体内のデータは、身体障害者手帳発行後、データの消去をしている。</li> </ul>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

## IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	<p>[ 十分に行っている ]      &lt;選択肢&gt;                      1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている                      3) 十分に行っていない</p> <p>具体的なチェック方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報保護については、全職員が職員向けの自己点検表を用いてチェックを実施。</li> <li>・情報セキュリティについては、システム管理者が点検表を用いてチェックを実施。</li> <li>・評価書の記載内容どおりの運用ができていないか、年1回担当部署内でチェックを実施。</li> </ul> <p>【中間サーバ・プラットフォーム】                      ①運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p>
②監査	<p>[ 十分に行っている ]      &lt;選択肢&gt;                      1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている                      3) 十分に行っていない</p> <p>具体的な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報セキュリティ、個人情報保護の体制に関して、外部監査人による監査を実施している。監査の結果を踏まえ、体制や規定を改善している。</li> <li>・平成29年度に「福祉保健局特定個人情報安全管理基準」、「東京都特定個人情報保護監査ガイドライン」の規定に則った、外部監査人による助言型監査を実施している。監査の結果を踏まえ、体制や規定を改善している。</li> </ul> <p>【中間サーバ・プラットフォーム】                      ①運用規則等に基づき、中間サーバ・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<p>[ 十分に行っている ]      &lt;選択肢&gt;                      1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている                      3) 十分に行っていない</p> <p>具体的な方法</p> <p>【職員(非常勤含む。)]                      全職員を対象に情報セキュリティ・個人情報保護の研修を実施している。研修の目的は、個人情報保護の重要性及び適正管理等に関する理解を深め、個人情報保護の遵守を徹底することである。具体的には、以下の研修を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人端末からアクセスするeラーニング研修(理解度が基準に達しないと修了できない)</li> <li>・新規採用職員や他局転入職員等を対象とした研修</li> </ul> <p>【委託事業者】                      ・業務開始に当たり、個人情報の取扱いルールを順守することを確認させている。</p> <p>【中間サーバ・プラットフォーム】                      ①中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。                      ②中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p>
3. その他のリスク対策	
<p>【中間サーバ・プラットフォーム】                      ①中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

## V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	東京都福祉保健局心身障害者福祉センター障害認定課 162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1セントラルプラザ14階 03-3235-2963
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	請求方法、指定様式等について東京都公式ホームページ上で分かりやすく表示
③手数料等	[ 有料 ] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 納付書により、実費相当分(10円/1枚)の手数料を納付する。)
④個人情報ファイル簿の公表	[ 行っていない ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	—
公表場所	—
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	東京都福祉保健局心身障害者福祉センター障害認定課 162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1セントラルプラザ14階 03-3235-2963
②対応方法	問合せの受付時に受付表を起票し、対応について記録を残す。

## VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[ <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)]
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	
②実施日・期間	
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	
③結果	
4. 個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	



(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月24日	I・2-システム2		住民基本台帳ネットワークシステム(東京都サーバ)	事前	
平成29年1月24日	I・2-システム3		団体内統合利用連携サーバ	事前	
平成29年1月24日	I・2-システム4	—	中間サーバ	事前	
平成29年1月24日	I-8	—	都内区市町村長	事前	
平成29年1月24日	I・4・②法令上の根拠		番号法第19条第7号別表第二 第85項の2、第108項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第43条の4第1号イ、第55条第1号二、第55条第7号ロ	事前	
平成29年1月24日	(別添1)事務内容		評価書のとおり	事前	
平成29年1月24日	II・2・②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満	100万人以上1000万人未満	事前	
平成29年1月24日	II・2・④記録される項目	[ ]その他住民票関係情報	[○]その他住民票関係情報	事前	
平成29年1月24日	II・2・⑤保有開始日	平成28年1月予定	平成28年1月	事前	
平成29年1月24日	II・3・①入手元	[ ]本人又は本人の代理人 [ ](総務局(住民基本台帳ネットワークシステム))	[○]本人又は本人の代理人 [○](総務局(住民基本台帳ネットワークシステム))	事前	
平成29年1月24日	II・3・③入手の時期・頻度	新規交付、更新。再交付、転入、居住地変更、氏名変更、返還の各申請・届出の都度	新規交付申請及び他県転入届の都度	事前	
平成29年1月24日	II・3・④入手に係る妥当性	身体障害者手帳の申請・記載事項の変更にあたっては申請書・届出書の提出が必要であるため。	身体障害者手帳の申請・記載事項の変更は、申請書・届出書の提出によること、身体障害者福祉法施行規則、東京都身体障害者手帳に関する規則に定められているため。	事前	
平成29年1月24日	II・4・委託事項1・②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満	100万人以上1000万人未満	事前	
平成29年1月24日	II・4・委託事項2・⑥委託先名	株式会社 イマージュ	株式会社 日本統計センター	事前	
平成29年1月24日	II・5提供・移転の有無	[○]提供を行っている( 11)件 [ ]移転を行っている( )件	[○]提供を行っている( 13)件 [○]移転を行っている( 3)件	事前	
平成29年1月24日	II・5・提供先10		特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	事前	
平成29年1月24日	II・5・提供先12		都道府県知事又は市町村長	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年1月24日	Ⅱ・5・移転先1		東京都福祉保健局少子社会対策部	事前	
平成29年1月24日	Ⅱ・5・移転先2		東京都主税局課税部、資産税部、徴収部	事前	
平成29年1月24日	Ⅱ・5・移転先3		東京都福祉保健局少子社会対策部	事前	
平成29年1月24日	Ⅱ・6・①保管場所	【台帳】執務室(本所)、サーバ室(支所)において施錠保管	【台帳】執務室(本所)、サーバ室(支所)において施錠管理	事前	
平成29年1月24日	Ⅲ・5	[○]提供・移転しない	[ ]提供・移転しない	事前	
平成29年1月24日	Ⅲ・5・リスク1、リスク2、リスク3		評価書のとおり	事前	
平成29年1月24日	Ⅲ・6・リスク5、リスク6、リスク7		評価書のとおり	事前	
平成29年1月24日	Ⅲ・7・リスク1	中間サーバー・プラットフォーム	連携サーバー	事前	
平成29年1月24日	Ⅲ・6・リスク5、リスク6、リスク7		評価書のとおり	事前	
	V・1・①、2・①	162-0052 東京都新宿区戸山3-17-2	162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1セントラルプラザ14階	事前	
		連携サーバー、中間サーバー、サーバー	連携サーバ、中間サーバ、サーバ	事前	
	I・6・②法令上の根拠		評価書のとおり	事前	
	I・7・②所属長の役職名	障害認定課長 梅津 義和	障害認定課長	事前	
	Ⅱ・3・④入手に係る妥当性		評価書のとおり	事前	
	Ⅱ・5提供・移転の有無	[○]提供を行っている( 13)件 [○]移転を行っている( 3)件	[○]提供を行っている( 16)件 [○]移転を行っている( 3)件	事前	
	Ⅱ・5・提供先14		市町村長	事前	
	Ⅱ・5・提供先15		市町村長	事前	
	Ⅱ・5・提供先16		都道府県知事又は市町村長	事前	
	Ⅲ・7・リスク1・⑨		評価書のとおり	事前	
	V・1・③	実費相当分(20円/1枚)	実費相当分(10円/1枚)	事前	
	(別添1)事務内容		評価書のとおり	事前	
	Ⅳ・1・②	第三者機関	外部監査人	事前	
	Ⅳ・1・②	内部監査人による監査を定期的実施している。監査の結果を踏まえ、体制や規定を改善している。	平成29年度に「福祉保健局特定個人情報安全管理基準」、「東京都特定個人情報保護監査ガイドライン」の規定に則った、外部監査人による助言型監査を実施している。	事前	
	I・2-システム3	団体内統合利用連携サーバ(以下「連携サーバ」という。)	団体内統合利用連携番号サーバ(以下「連携サーバ」という。)	事前	
	I・4・②実現が期待されるメリット	正格な台帳管理に資する。	正確な台帳管理に資する。	事前	
	I・4・②法令上の根拠		評価書のとおり	事前	
	(別添1)事務内容	⑧情報照会に対する情報提供	⑧身体障害者手帳の照会に対する副本を中間サーバに登録する。	事前	
	(別添1)事務内容		評価書のとおり	事前	
	Ⅱ・3・①入手元	[○]評価実施機関内の他部署() [○]地方公共団体・地方独立行政法人()	[○]評価実施機関内の他部署(総務局(住民基本台帳ネットワーク) [○]地方公共団体・地方独立行政法人(各区市福祉事務所(町村長))	事前	
	Ⅱ・4・④入手に係る妥当性		評価書のとおり	事前	
	Ⅱ・5・提供先1・②提供先における用途	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ・5・提供先1・③提供する情報	被措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の身体障害者手帳の交付に関する情報	・被措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の身体障害者手帳の交付に関する情報 ・保護児童又は当該保護児童と同一の世帯に属する者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付に関する情報 ・措置児童又は当該措置児童の扶養義務者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付に関する情報	事前	
	Ⅱ・5・提供先2・②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事前	
	Ⅱ・5・提供先3・②提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事前	
	Ⅱ・5・提供先4・②提供先における用途	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	事前	
	Ⅱ・5・提供先4・③提供する情報	公営住宅法第二条第二号の公営住宅の入居者又は同居者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	公営住宅の入居者又はその同居者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	事前	
	Ⅱ・5・提供先5・②提供先における用途	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	事前	
	Ⅱ・5・提供先5・③提供する情報	住宅地区改良法第二条第六項の改良住宅の入居者又は同居者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	改良住宅の入居者又はその同居者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	事前	
	Ⅱ・5・提供先6・②提供先における用途	障害者の雇用の促進等に関する法律による職業紹介等、障害者職業センターの設置及び運営、納付金関係業務若しくは納付金関係業務に相当する業務の実施、在宅就業障害者特例調整金若しくは報奨金等の支給又は登録に関する事務	障害者の雇用の促進等に関する法律による職業紹介等、障害者職業センターの設置及び運営、納付金関係業務若しくは納付金関係業務に相当する業務の実施、在宅就業障害者特例調整金若しくは報奨金等の支給又は登録に関する事務であって主務省令で定めるもの	事前	
	Ⅱ・5・提供先6・③提供する情報	当該求職者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	求職者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	事前	
	Ⅱ・5・提供先8・③提供する情報	手当支給児童に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	・手当支給児童に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報 ・手当改定児童に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報 ・一部支給停止の適用除外に関する届出を行う者又は当該届出に係る児童に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報 ・現況届出児童に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報 ・障害の状態の届出に係る児童に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	事前	
	Ⅱ・5・提供先9・②提供先における用途	雇用保険法による雇用安定事業又は能力開発事業の実施に関する事務	雇用保険法による雇用安定事業又は能力開発事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事前	
	Ⅱ・5・提供先9・③提供する情報	当該支給に係る労働者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	助成金の支給に係る労働者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	事前	
	Ⅱ・5・提供先10・②提供先における用途	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	Ⅱ・5・提供先10・③提供する情報	当該入居の申込みをした者又はその者と同居をしようとする者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	入居の申込みをした者又はその者と同居をしようとする者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	事前	
	Ⅱ・5・提供先11・②提供先における用途	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事前	
	Ⅱ・5・提供先11・③提供する情報	・当該申請を行う者又は当該学資金貸与申請者と生計を共にする者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	・学資金申請者又は当該学資金貸与申請者と生計を共にする者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報 ・猶予申請者又は当該猶予申請者と同居及び生計を共にする者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報 ・学資金貸与金の貸与を受けたもの若しくは学資支給金を返還すべき者若しくは学資支給金を納入すべき者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	事前	
	Ⅱ・5・提供先12・②提供先における用途	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援の給付又は地域生活支援事業の実施に関する事務	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事前	
	Ⅱ・5・提供先12・③提供する情報	・当該申請を行う障害者、障害児に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報 ・当該届出を行う障害者、障害児に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	・自立支援給付の支給の申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報 ・地域相談支援給付決定の変更に係る障害者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報 ・支給認定の申請を行う障害者又は当該申請に係る障害児に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報 ・申請内容の変更の届出を行う障害者又は当該届出に係る障害児に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	事前	
	Ⅱ・5・提供先13・③提供する情報	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置(同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。)に関する情報又は障害者関係の情報であって主務省令で定めるもの	子どものための教育・保育給付に係る支給決定に係る小学校就学前子ども又は当該小学校就学前子どもと同一の世帯に属する者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付に関する情報	事前	
	Ⅱ・5・提供先14・②提供先における用途	障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費の給付決定に関する事務	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費若しくは高額障害児費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	事前	
	Ⅱ・5・提供先14・③提供する情報	当該申請に係る障害児に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及び障害の程度に関する情報	・障害児通所給付費又は特例障害児通所給付費決定に係る障害児に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付に関する情報 ・障害福祉サービスが提供される障害児又は当該障害児と同一の世帯に属する者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付に関する情報	事前	
	Ⅱ・5・提供先15・②提供先における用途	障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置に関する事務	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置に関する事務	事前	
	Ⅱ・5・提供先15・③提供する情報	当該サービスが提供される身体障害者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	・障害福祉サービスが提供される身体障害者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付に関する情報 ・障害者支援施設等への入所等の措置に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付に関する情報	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II・5・提供先16・③提供する情報	予防接種法による予防接種の実施する障害者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付及びその障害の程度に関する情報	予防接種の対象者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付に関する情報	事前	
	II・5・移転先1	被措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の身体障害者手帳の交付に関する情報	・被措置児童又は当該措置児童と同一の世帯に属する者に係る身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の身体障害者手帳の交付に関する情報 ・保護児童又は当該保護児童と同一の世帯に属する者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付に関する情報 ・措置児童又は当該措置児童の扶養義務者に係る身体障害者福祉法第十五条第一項の身体障害者手帳の交付に関する情報	事前	
	III・4・特定個人情報の提供ルール・委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルールの遵守の確認方法	【委託事項2】 委託業者と取り交わす契約で、委託履行完了時に記録媒体上に含まれる当該委託業務に係る情報を全て消去することが規定されており、消去した情報項目、数量、消去方法及び消去日等を明示した書面の報告を求めている。	【委託事項1】 委託先への特定個人情報の提供はない。 【委託事項2】 特定個人情報を含む貨と品及び納入品については、データについて暗号化するとともに、施錠した配送箱により配送し、授受票の作成及び作業区分ごとの件数を確認することで紛失等のないよう管理して	事前	
	II・6・③消去方法	【手帳システム】 保存用以外の穿検孔委託用の申請書は、身体障害者手帳発行後、シュレッダーで裁断後、溶解にて消去している。 ・穿検孔委託の納入物である外部記録媒体内のデータは、身体障害者手帳発行後、速やかにデータの消去をしている。	【手帳システム】 ・保存用以外の穿検孔委託用の申請書は、身体障害者手帳発行後、担当職員がシュレッダーにて裁断している。 ・穿検孔委託の納入物である外部記録媒体内のデータは、担当職員がデータ取り込み完了後、速やかにデータの消去をしている。	事前	
	III特定個人情報保護ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策	1年以上・1年間	一定期間	事前	
	III・3・リスク2・特定個人情報の仕様の記録・具体的な方法	手帳の交付にあたっては、内部承認手続きを経ている。 システムについては、以下を行っている。 ・システムの操作履歴(アクセスログ)を記録し、誰が、いつ、どのような内容の操作を行ったかについて確認できるようにしている。 ・記録された操作履歴について、一定期間保存する。 ・必要に応じて操作履歴(アクセスログ)を点検する。	手帳の交付にあたっては、内部承認手続きを経ている。 システムについては、以下を行っている。 ・システムの操作履歴(アクセスログ)を記録し、誰が、いつ、どのような内容の操作を行ったかについて確認できるようにしている。 ・記録された操作履歴について、一定期間保存する。 ・情報システム管理者が必要に応じて操作履歴(アクセスログ)を点検する。	事前	
	(別添1)事務内容		評価書のとおり	事前	
	II・2・②対象となる本人の数	100万人以上1,000万人未満	10万人以上100万人未満	事前	
	II・4・②対象となる本人の数	100万人以上1,000万人未満	10万人以上100万人未満	事前	